



CPRC

COMPETITION POLICY RESEARCH CENTER
Fair Trade Commission of Japan

国際事案に対する競争法の適用 (コメント)

競争政策研究センター
第10回公開セミナー

平成19年11月9日

公正取引委員会官房国際課長

菅久修一

-
- 「域外適用」(extraterritorial application)
という用語
 - 国際事件への競争法の適用の日常化

1 「域外適用」(extraterritorial application) という用語

- 法令で用いられている用語ではない
- 様々なイメージで理解されている可能性
 - ・ 外資系事業者への自国競争法の適用
 - ・ 外国に所在する事業者への自国競争法の適用
 - ・ 外国での行為への自国競争法の適用
 - ・ 自国からの輸出に影響のある行為への自国競争法の適用
 - ・

1 「域外適用」(extraterritorial application) という用語(続)

白石忠志「独占禁止法」有斐閣，平成18年 355ページ

「なお、「域外適用」という言葉があるが、本書では用いない。なぜなら、国際事件であっても、その事件を前にして日本独禁法として解決すべき問題は、当該事件が日本独禁法に違反するか、および、当該事件が日本独禁法のエンフォースメントの対象となるか、ということに尽きるからである。「域外適用」であるか否かは、法的帰結に何らの影響も与えない。後付けのレッテルに過ぎない。十人十色の好みによる「域外適用」概念に当該事件が該当するか否かを論じても、法的には全く意味はない。」

(第7章 違反事件の諸問題；第4節 国際事件と違反要件)



1 「域外適用」(extraterritorial application) という用語(続)

- 自国内で完結していない行為には、純粋に自国内で完結している行為にはない論点がある。

例えば、

- ・ 外国主権との衝突
- ・ 行政処分や判決を実行できるかどうか
- ・ 調査権限の行使又は任意調査は可能か

1 「域外適用」(extraterritorial application) という用語(続)

「域外適用」という用語を見たら、どのような意味で用いられているかを意識する。

「域外適用」という用語を用いる場合には、どのような意味で用いているかを明確に示す。

2 国際事件への競争法の適用の日常化

- これまでは、主として米国が自国の反トラスト法を外国での行為に適用
 - ・ これに対し、欧州等が反発
(英国等による対抗立法)
 - ・ 米国から、消極礼讓(negative comity)、積極礼讓(positive comity)の考え方

2 国際事件への競争法の適用の日常化(続)

- 最近では(いわゆる域外適用事案ではないが)
EUによるマイクロソフト社に対する措置
(これに対する米国の反発)
- De Havilland ケース(1991年10月)
EU企業結合規制の導入後, 最初に禁止された案件
Aeroapatiale(フランス)とAlenia(イタリア)による
De Havilland(カナダ)の買収
(関連製品は, regional turboprop aircraft)

2 国際事件への競争法の適用の日常化(続)

- 最近の競争法を巡る状況
 - ・ 競争法の拡大
(特に, 1990年代以降, 競争法を導入する国・地域の増加)と
 - ・ 競争法の深化
(特に, 先進国の競争当局間の具体的な法執行での協力の強化)

2 国際事件への競争法の適用の日常化(続)

• 拡大

競争法を有する国の数

1980年まで 26 (うちhigh income statesが19)

1981年から1990年まで + 9

1991年から2000年まで + 59

2004年まで 101 (うちhigh income statesが31)

(出所: Franz Kronthaler and Johannes Stephan, *Factors accounting for the enactment of a competition law – an empirical analysis*, The Antitrust Bulletin:Vol.52, No.2/Summer 2007, p.142)

2 国際事件への競争法の適用の日常化(続)

- 国際的な案件に対し、自国競争法を適用する
(適用する可能性のある)競争当局の増加
- 各国間での競争法に関する共通の認識の形成
技術協力、
国際競争ネットワーク(ICN)等



2 国際事件への競争法の適用の日常化(続)

- 深化

- リニエンシー制度に基づく協力事案の増大
(特に, 米・EU間)

- 二国間独禁協力協定の増加

日本の場合

独禁協力協定(米国, EU, カナダ)

EPAの競争章(シンガポール, メキシコ,
マレーシア, チリ, タイ)

2 国際事件への競争法の適用の日常化(続)

< 各国が共通の基盤に立つ競争法を持ち, 独立した競争当局が協力して, 効果的な法執行を行う。 >

- 国際事件への競争法の適用の日常化

< 国際的な事案への自国競争法の適用が
国際的な問題になることはなくなる! ? >